

第 25 回久喜市農業委員会総会議事録

開催月日 令和3年6月25日（金）

開催場所 菖蒲総合支所4階第1集会室

開会時刻 午後2時30分

閉会時刻 午後3時35分

第25回 久喜市農業委員会総会議事日程

第 1 開 会

第 2 挨拶

第 3 議事録署名委員の指名について

第 4 経過報告

第 5 会長提出議案上程

議案第107号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第108号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第109号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第110号 久喜市農用地利用集積計画の決定について

議案第111号 久喜市農用地利用配分計画の原案について

第 6 提案理由の説明・質疑・討論・採決

第 7 報告第125号 農地法第4条の規定による農地転用届出について

報告第126号 農地法第5条の規定による農地転用届出について

報告第127号 農地法第5条の規定による農地転用届出取下願について

報告第128号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第129号 農業用施設用地に供する届出について

第 8 協議事項

第 9 農政問題に対する質疑・応答

第10 閉 会

農業委員

出席委員 19名

会 長	岩 崎 長 一 君	会長代理	木 村 信 一 君
1 番	矢 野 学 君	2 番	杉 田 孝 行 君
3 番	吉 岡 憲 一 君	4 番	稲 生 裕 君
5 番	籠 宮 博 君	6 番	原 田 典 男 君
7 番	蔵 口 哲 夫 君	8 番	川 鍋 優 君
9 番	井 野 重 明 君	10 番	早 野 公 夫 君
11 番	長 谷 川 勲 君	12 番	岡 田 武 君
13 番	木 村 実 君	14 番	塚 越 賢 二 君
15 番	横 田 義 明 君	16 番	鈴 木 好 雄 君
17 番	渡 辺 敏 男 君		

欠席委員 な し

事務局

事務局長	榎 本 浩 二	副主幹 兼係長	村 田 直 洋
主 任	小 林 明	主 任	黒 須 一 宏

午後 2時30分

◎開会の宣告

○事務局長（榎本浩二君） それでは、第25回農業委員会総会を始めます。

ご起立ありがとうございます。ご一礼ください。ご着席願います。

それでは、今日皆様おそろいということで、初めに岩崎会長からご挨拶をお願いいたします。

○会長（岩崎長一君） 挨拶（省略）

◎議事録署名委員の指名

○会長（岩崎長一君） それでは、日程の第3に入ります。

議事録署名委員の指名を行います。私のほうから指名をさせていただきます。13番、木村実委員さん、14番、塚越委員さん、よろしくお願いいたします。

◎経過報告

○会長（岩崎長一君） 続きまして、日程の第4、経過報告に入ります。

事務局長、よろしくお願いいたします。

○事務局長（榎本浩二君） それでは、前回の5月25日の農業委員会から本委員会までの経過について、3件ご報告をさせていただきます。

初めに、5月27日です。埼玉県農業会議主催による令和3年度市町村農業委員会事務局長会議が開催され、リモートにて私が出席をさせていただきました。内容につきましては、資料記載のとおりでございまして、各項目について県や県の農業会議等の職員から説明がありました。なお、農業委員会法改正5年後の見直しの動向等についての説明の中で、内閣府設置の規制改革推進会議農林水産ワーキンググループが、農地利用の最適化の推進における農業委員会の貢献度度合いの検証を求めておられて、農林水産省ではその対応として必要な全国調査を実施するとともに活動記録簿、皆さんにおつけいただいている活動記録簿を義務化することなどを想定しているとの説明がありました。今後、農林水産省等から関係通知が発出されることになるとは思いますけれども、委員の皆様には活動記録簿の記入について一層の徹底をお願いしたいということでございます。

次に、6月9日、埼玉県農業会議の主催による令和3年度農業者年金担当者研修会が埼玉県教育会館において開催され、小林主任が出席しました。研修会では、農業者年金に関する各種取扱い業務に関することと業務委託費などについての説明を受けました。

次に、6月15日、県農業政策課主催による令和3年度第2回農地事務新任担当者研修会が開催され、こちらリモートにて村田副主任と小林主任が出席をいたしました。研修会では、農地転用許可制度と密接な関係にございます都市計画法ですとか県の土砂条例や農地賃貸借の解約制度などについて学ばせていただいたところでございます。

報告は以上になります。

○会長（岩崎長一君） ありがとうございます。

ただいま局長より3点の経過報告がございました。

何か質問ございましたら、お受けをいたします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（岩崎長一君） それでは、打ち切らせていただきます。

続いて、農業委員さんのほうから皆様に周知しておくべき事項等がございましたら、報告願います。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（岩崎長一君） それでは、進ませさせていただきます。

◎議案107号

○会長（岩崎長一君） それでは、日程の第5、議案第107号 農地法第3条の規定による許可申請についてを上程いたします。

村田係長、お願いします。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、議案第107号 農地法第3条の規定による許可申請についてご説明をさせていただきます。議案書の6ページになります。

申請書番号212302番、譲受人、譲渡人とも菖蒲町小林在住の方となっております。土地の表示につきましては、菖蒲町小林地内の畑1筆、89平米でございます。権利の内容につきましては、売買によります所有権の移転でございます。申請の事由は経営の拡大でございます。譲受人は、現在水稲を139アール、野菜を32アール、果樹を25アール耕作しており、全て良好に耕作管理されております。農作業従事日数、機械、労働力、技術、地域との関係なども問題なく、下限面積や全部効率利用要件等の許可要件を全て満たす申請内容となっております。なお、取得後につきましては、梨の栽培を予定しているとのことでございます。

農地法第3条の規定による許可申請についての説明は以上でございます。

○会長（岩崎長一君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に関連をして、第2調査班から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

塚越委員。

○14番（塚越賢二君） 14番、塚越です。令和3年6月19日、木村委員さんと現地調査を行いましたので、報告いたします。

申請書番号212302番、当該申請地は久喜市立小林小学校から北に約600メートルほどの畑作地帯に位置しております。農地の状況は梨畑で、きちんと管理されておりました。譲受人世帯の耕作状況や農機具の所有状況から、申請地を取得後も適正に耕作するものと思われまます。本案件については、申請内容及び現地の状況から、許可相当であると判断しました。

以上です。

○会長（岩崎長一君） ありがとうございます。

ただいまの塚越委員からの調査報告につきまして、質問をお受けをいたします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（岩崎長一君） 打ち切ります。

直ちに討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（岩崎長一君） なしの声がありますので、討論も打ち切ります。

採決に入ります。

それでは、農地法第3条第2項各号には相当しないものとして、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（岩崎長一君） 全員をもって原案のとおり可決決定いたします。

◎議案第108号

○会長（岩崎長一君） 続きまして、議案第108号 農地法第4条の規定による許可申請についてを上程いたします。

村田係長。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、議案第108号 農地法第4条の規定による許可申請について、議案書の8

ページになります。

申請書番号2114021番です。申請人は上清久在住の方となっております。土地の表示につきましては、上清久地内の畑2筆、田1筆、合計1,207平米でございます。申請の内容につきましては、宅地への転用でありまして、追認案件でございます。資料の2にございますとおり、自宅敷地の一部が以前より宅地として利用してきたにもかかわらず、登記簿上の地目が農地のままとなっていたことが判明したものでございます。当該申請地については、現在の住宅を建て替える以前は、母屋と経営していた工務店の作業小屋として使用しておりました。また、建物以外の土地についても母屋への進入路、資材置場として利用されており、昭和45年の航空写真などにより、線引き前から非農地状態であったことの確認が取れたことから、今回の追認の申請に至ったものでございます。

農地法第4条の規定による許可申請についての説明は以上でございます。

○会長（岩崎長一君） ありがとうございます。

ただいまの説明に関連をして、第2調査班から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

木村委員。

○18番（木村信一君） 18番、木村です。6月20日日曜日、川鍋委員と一緒に現地を調査してきました。

現地は、旧東京理科大の配送センターができたところから、北へ100メートルぐらいのところですよ。東側が畑、休耕中ですよ。西が駐車場、南も駐車場、それと北側が市道です。この案内図というか資料にもあるように、南側には資材置場の跡があって、西側には旧母屋と作業小屋があって、現況も完全に宅地となっております、もう状況から見て周りに被害を及ぼすことはないと思いますので、追認案件でもありますから許可相当と判断しました。よろしくお願ひします。

○会長（岩崎長一君） ありがとうございます。

ただいまの木村委員からの調査報告につきまして、質問をお受けいたします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（岩崎長一君） では、質問を打ち切ります。

直ちに討論に入ります。よろしいですか

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（岩崎長一君） 討論も打ち切ります。

採決に入ります。

それでは、農地法第4条第6項各号には相当しないものとして、原案に賛成の農業委員の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（岩崎長一君） 全員をもって原案のとおり可決決定をいたします。

◎議案第109号

○会長（岩崎長一君） 続きまして、議案第109号 農地法第5条の規定による許可申請についてを上程いたします。

事務局に説明を求めます。

村田係長。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、議案第109号 農地法第5条の規定による許可申請について、まずは議案書の10ページになります。

申請書番号211507番、譲受人はさいたま市在住の方、譲渡人は下早見在住の方となっております。土地の表示につきましては、下早見地内の畑3筆、合計395平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります自己用住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、久喜市役所から300メートル以内

にある第3種農地と判断しております。譲受人は、現在市外の賃貸住宅にて家族とともに生活しておりますが、子供の成長とともに手狭になってきたことや近くに住むお互いの両親を世話する必要もあることから、将来のことを考え当該申請地へ自己用住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。資金につきましては、自己資金及びみずほ銀行からの融資にて賄う計画となっております、その他信用、農転の確実性など、一般基準につきましても支障のない内容となっております。

続きまして、申請書番号211509番、譲受人は新座市在住の方、譲渡人は下早見在住の方となっております。土地の表示につきましては、上早見地内の畑1筆、400平米でございます。申請の内容につきましては、使用貸借権設定によります自己用住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、上下水道管が埋設された道路に接しており、500メートル以内に2つの医療施設があることから第3種農地と判断しております。譲受人は、現在市外の賃貸住宅にて生活しておりますが、将来のことを考え、譲受人の実家に近い当該申請地へ自己用住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。資金につきましては、全額個人からの融資にて賄う計画で、融資証明書も添付されており、その他信用、農転の確実性など、一般基準につきましても支障のない内容となっております。

続きまして、議案書11ページになります。申請書番号211514番、譲受人は千葉県船橋市に事務所を置き、平成19年から橋梁、鉄骨など構造物及び建築物の設計、製作等を行っている法人となります。譲渡人は吉羽4丁目在住の方ほか3名となっております。土地の表示につきましては、吉羽地内の畑6筆、田8筆、合計4,052平米でございます。申請の内容につきましては、賃貸借権設定によります資材置場のための一時転用で、転用期間は1年4か月間となっております。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール以上の第1種農地と判断しております。したがって、原則許可とならない区域ではございますが、仮設工作物の設置、その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められることから、不許可の例外に該当するものでございます。譲受人である法人については、申請地から近い首都圏中央連絡自動車道において渋滞緩和を目的とした片側2車線化の大規模な事業を請け負っておりますが、工事中の資材や車両を置くスペースを探していたところ、譲渡人から承諾を得られたため、当該申請地を資材置場兼駐車場として一時的に利用することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。資金については、全額自己資金にて賄う計画となっております、残高証明書も添付されております。その他信用、農転の確実性など、一般基準につきましても支障のない内容となっております。

続きまして、議案書12ページになります。申請書番号211515番、譲受人は先ほどと同様に千葉県船橋市に事務所を置き、平成19年から橋梁、鉄骨などの構造物及び建築物の設計、製作等を行っている法人となります。譲渡人は太田袋在住の方ほか1名となっております。土地の表示につきましては、太田袋地内の田3筆、合計871平米でございます。申請の内容につきましては、賃貸借権設定によります資材置場のための一時転用で、転用期間は1年6か月間となっております。農地の区分につきましては、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、市が農業振興地域の中の農用地区域に指定した区域でございます。したがって、原則許可とならない区域ではございますが、仮設工作物の設置、その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められることから、不許可の例外に該当するものでございます。譲受人である法人については、申請地から近い首都圏中央連絡自動車道において渋滞緩和を目的とした片側2車線化の大規模な事業を請け負っておりますが、工事中の資材等を置くスペースを探していたところ、譲渡人から承諾を得られたため、当該申請地を資材置場として一時的に利用することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。資金については、全額自己資金にて賄う計画となっております、残高証明書も添付されております。その他信用、農転の確実性など、一般基準につきまし

ても支障のない内容となっております。

続きまして、申請書番号214510番、譲受人は杉戸町在住の方、譲渡人は西大輪在住の方となっております。土地の表示につきましては、西大輪地内の田2筆、畑2筆、合計449.26平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります自己用住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、現在市外の宿舎にて妻と子と生活しておりますが、将来のことを考え、譲受人の両親の実家に近い当該申請地へ自己用住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。資金につきましては、全額埼玉りそな銀行からの融資にて賄う計画となっております、その他信用、農転の確実性など、一般基準につきましても支障のない内容となっております。

続きまして、申請書番号214511番、譲受人は鷺宮4丁目に本社を置き、昭和63年から不動産売買等を行っている法人となります。譲渡人については、葛梅在住の方となっております。土地の表示につきましては、葛梅地内の田2筆、畑2筆、合計373平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります建売住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。市街化区域や駅からも近く、利便性のよい当該申請地を選定したとのことでございます。資料の8にございますとおり、1棟の建売住宅を販売する予定となっております。資金につきましては、全額自己資金にて賄う計画となっております、残高証明書も添付されております。その他信用、農転の確実性など、一般基準につきましても支障のない内容となっております。

農地法第5条の規定による許可申請についての説明は以上でございます。

○会長（岩崎長一君） ありがとうございます。

ただいま6件の説明がございました。それでは、ただいまの説明に関連をして、第2調査班からの現地調査の結果並びに補足説明を順次お願いをいたします。

川鍋委員。

○8番（川鍋 優君） 8番、川鍋です。6月20日に木村会長代理と現地調査を行いましたので、報告いたします。

申請書番号211507番、この申請地は久喜の市役所から南へ200メートルほどの集落内に位置しております。現況は畑で、休耕地でした。ただ、きれいにその休耕地も管理をされておりました。周囲は、北側が水路を挟んで市道、東側が住宅、南側が畑、西側も畑となっております。被害防除については、隣接する農地との間にマウントアップ方式といいますか、マウントする計画になっております。また、汚水は下水道本管に接続する計画となっております、特に周囲に被害を及ぼすことはないと思われま。

続きまして、申請書番号211509、この申請地は東彩ガスから東へ200メートルほどの集落内に位置しております。現況は畑で、休耕地でした。周囲は、北側が畑、東側が市道、南側が畑、西側も畑となっておりますが、その隣接地は全て譲渡人の私有地であります。被害防除については、隣接する農地境界はブロック2段積みにするということになっており、また排水は公共下水道に接続する計画となっております、特に被害を及ぼすことはないと思われま。

続きまして、申請書番号211514番、この申請地は古利根川水循環センターから東へ100メートルほどに位置しております。周囲は、全て耕作放棄地といいますか、すごく荒れた畑でありました。北側が雑地、東側が圏央道側道、南側が山林、西側も山林でありました。地目はどうか分かりませんが、見た目がそういう状況であります。被害防除については、隣接する農地境界には防じんネットを設置することになっており、また敷地内は鉄板を敷き、また鉄板の下にはシートを敷いて、雨水処理は浸透するというようになっております。特に周囲に被害を及ぼすことはないかと思われま。

続きまして、申請書番号211515ですか、この申請地は久喜宮代衛生組合から西へ200メートルほどの水田地帯に位

置しており、現況は田で休耕地でした。周囲は、北側が水路、東側が田、休耕地、南側が圏央道の側道、西側が市道となっており。この申請者は、前の211514番と同じ業者と、また同じ施工という計画となっておりまして、特に被害を及ぼすことはないと思われ。ます。

以上の4つの案件については、許可相当と判断しております。

以上です。

○会長（岩崎長一君） 蔵口委員。

○7番（蔵口哲夫君） 7番、蔵口です。6月22日に横田委員と一緒に現地調査を行いましたので、報告いたします。

申請書番号214510、申請地は東鷲宮駅から西に約500メートルほどの住宅の中に位置しております。北側が市道、東側は畑、南側は水路、西側は畑になっております。申請地499平米の現況は、畑で更地になっておりまして、雑草がちょっと生えている程度でした。被害防除については、周囲にコンクリートブロック4段立てを設置する計画になっており、排水についても合併処理浄化槽を設置し、既存の水路に接続するため、周囲に被害を及ぼすことはないと思われ。ます。

次に、214511番、申請地は鷲宮西コミュニティセンターから北に200メートルほどの住宅の中に位置しております。北側が住宅となっておりまして、半分から市道になっています。東側が住宅、南側が住宅、西側は畑で、2段ぐらいのコンクリート埋められているような感じでした。申請地373平米の現状は、畑で更地になっておりました。被害防除については、周囲にコンクリートブロックを設置する計画になっており、合併浄化槽を設置し、道路の側溝に接続するため、周囲に被害を及ぼすことはないと思われ。ます。

したがって、以上の2件については申請書及び現地、許可相当と判断いたします。

以上です。

○会長（岩崎長一君） ありがとうございます。

ただいま6件、お二人の委員さんからの報告をいただきました。6件全てにつきまして、質問をお受けをいたします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（岩崎長一君） 質問を打ち切ります。

討論に入ります。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（岩崎長一君） 討論も打ち切ります。

採決に入ります。

それでは、農地法第5条第2項各号には相当しないものとして、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（岩崎長一君） 全員をもって原案のとおり可決決定いたします。

◎議案第110号

○会長（岩崎長一君） 続きまして、議案第110号 久喜市農用地利用集積計画の決定についてを上程いたします。

事務局に説明を求めます。

村田係長。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、議案第110号 久喜市農用地利用集積計画の決定について、議案書の14ページから17ページになります。今月は27件の申出を受けておりまして、うち新規案件は16件でございます。

それでは、新規案件についてご説明をさせていただきます。

左側の申請書番号、久喜14番から18番につきましては、借手の方が同じ方のため一括してご説明をさせていただきます。申請書番号、久喜14番から18番、利用権を設定する農地は、上清久地内の畑7筆、田6筆、合計9,247.37平米でございます。借手は加須市在住の方、貸手は上清久在住の方ほか4名となっております。設定する利用権は、使用貸借権の設定で、普通畑10年間及び水稲作付10年間を予定しているものでございます。

続きまして、申請書番号、久喜の20番から23番及び久喜の25番につきましては、借手の方が同じ方のため一括してご説明させていただきます。借手は行田市にあります公益社団法人埼玉県農林公社、貸手は除堀、原及び樋ノ口在住の方となっております、農地中間管理事業の案件となっております。設定する利用権は、久喜の20番については貸貸借権の設定で、水稲作付6年間を予定し、反当たり7,000円、久喜の21番及び久喜の22番については使用貸借権の設定で、水稲作付6年間、久喜の23番及び久喜の25番については貸貸借権の設定で、水稲作付6年間を予定し、反当たり7,000円でございます。

続きまして、申請書番号、菖蒲の22番、利用権を設定する農地は、菖蒲町菖蒲地内の田1筆、495平米でございます。設定する利用権は、使用貸借権の設定で、水稲作付3年間を予定しているものでございます。

続きまして、申請書番号、菖蒲の24番、利用権を設定する農地は、菖蒲町上大崎地内の畑2筆、田1筆、合計2,546平米でございます。借手は菖蒲町小林に事務所を置く法人、貸手は菖蒲町上大崎在住の方となっております。設定する利用権は、使用貸借権の設定で、普通畑及び水稲作付1年2か月間を予定しているものでございます。

続きまして、申請書番号、菖蒲の25番から28番につきましては、借手の方が同じ方のため一括してご説明させていただきます。借手は、行田市にあります公益社団法人埼玉県農林公社、貸手は菖蒲町上栢間及び白岡市在住の方となっております、農地中間管理事業の案件となっております。設定する利用権は、菖蒲の25番から27番については貸貸借権の設定で、水稲作付6年間を予定し、反当たり7,000円、菖蒲の28番については使用貸借権の設定で、水稲作付6年間を予定しているものでございます。

以上が今月の新規案件の説明となりまして、今月の利用権設定面積は新規と再設定を合わせて全体で73筆、面積は6万5,560.37平米でございます。

久喜市農用地利用集積計画の決定についての説明は以上でございます。

○会長（岩崎長一君） ありがとうございます。

新規案件のものにつきましては、担当地区の推進委員さんより経営状況の報告をいただきたいと思いますが、今回菖蒲22番の借手が当該地区である菖蒲1地区の青木推進委員さんになりますので、これについては後ほど原田委員さんから経営状況の報告をお願いいたします。

また、久喜20番から23番及び25番、並びに菖蒲25番から28番につきましては、農地中間管理事業に伴う埼玉県農林公社への貸付けとなりますので、説明は省略いたします。

まず初めに、久喜の14番から久喜の18番の借手につきましては、市外在住者のため、事務局よりお願いいたします。

○副主幹兼係長（村田直洋君） 初めに、久喜の14番から18番でございます。借手の方につきましては、加須市にお住まいの方のため、加須市農業委員会へ経営状況等を確認したところ、現在加須市内において水稲及び野菜を1,167アール耕作しているとのことであり、全て良好に耕作管理されているとの報告を受けております。また、久喜市内での耕作面積は、水稲及び野菜を225アール耕作しており、加須市分を含めると、全体で耕作面積が1,392アールとなっております、市外、市内共に全て良好に耕作管理されております。

以上でございます。

○会長（岩崎長一君） ありがとうございます。

次に、菖蒲22番の借手につきまして、原田委員さん、よろしく願いいたします。

- 6番（原田典男君） 6番、原田です。利用権設定する農地の借手の方は、菖蒲町菖蒲に在住し、現在水稲150アールを耕作しております。全て良好に管理されており、現在農家組合、納税の役員などを歴任し、現在適正化推進委員も任期中で、地域との関係もよく、地域の中心となる担い手となる営農活動をされております。

以上です。

- 会長（岩崎長一君） ありがとうございます。

次に、菖蒲24番の借手の方につきましては法人のため、事務局よりお願いをいたします。

- 副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、菖蒲の24番でございます。借手はJ A南彩100%出資の法人となりまして、農作業の受委託や農作物の生産販売などを行う法人でございます。現在は、市外も含め4,770アールを耕作しているとのことであり、市外、市内共に全て良好に耕作管理されております。

以上でございます。

- 会長（岩崎長一君） ありがとうございます。

以上で新規案件の報告を終わります。

それでは、新規案件全体のご質問をお受けをいたします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 会長（岩崎長一君） 打ち切ります。

直ちに採決に入ります。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものとして、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

- 会長（岩崎長一君） 全員をもって原案のとおり可決決定いたします。

◎議案第111号

- 会長（岩崎長一君） 続きまして、議案第111号 久喜市農用地利用配分計画の原案についてを上程いたします。

事務局に説明を求めます。

村田係長。

- 副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、議案第111号 久喜市農用地利用配分計画の原案について、議案書の19ページから21ページのほうになります。

まず初めに、久喜の2番、設定を受ける農地は原及び除堀地内の田7筆、合計5,249平米でございます。借手は菖蒲町小林に事務所を置く法人で、現在の耕作面積は水稲及び野菜を4,770アールとなっております。設定する権利は、賃貸借権の設定、水稲作付6年間、賃借料は反当たり7,000円及び使用貸借権の設定、水稲作付6年間となっております。

続きまして、菖蒲の2番、設定を受ける農地は菖蒲町上栢間及び菖蒲町上大崎地内の田19筆、合計1万4,610平米でございます。借手につきましては、先ほど説明した久喜2番と同じ法人でございます。設定する権利は、賃貸借権の設定、水稲作付6年間、賃借料は反当たり7,000円及び使用貸借権の設定、水稲作付6年間となっております。

説明については以上でございます。

- 会長（岩崎長一君） ありがとうございます。

ただいま事務局から説明がございました。それでは、質問をお受けをいたします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長代理（木村信一君） 打ち切ります。

それでは、久喜2番、菖蒲2番の採決に入ります。

原案に対し異議なしの意見をつけることに賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長代理（木村信一君） 久喜2番、菖蒲2番については、全員をもって原案に対し異議なしの意見をつけることに決定をいたします。

◎報告事項

○会長（岩崎長一君） それでは、日程の第7、報告に入ります。

事務局に説明を求めます。

村田係長。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、議案書の23ページのほうを御覧ください。農地法第4条の届出でございます。今月は1件の農地法第4条の届出を受理しており、市街化区域内の届出となっております。

続きまして、議案書25ページから28ページになります。農地法の第5条の届出でございます。今月は12件の農地法第5条の届出を受理しております。いずれも市街化区域内の届出となっております。

続きまして、議案書30ページでございます。こちらにつきましては、農地法第5条の規定による届出書の取下げについてでございます。今月は取下願が1件提出されております。こちらにつきましては、令和3年6月に農地法第5条による農地転用の届出書が提出されましたが、受理後に計画変更があったことから、取下願が提出されたものでございます。

続きまして、議案書32ページから34ページになります。農地法第3条の3の規定による届出でございます。今月は4件の届出を受理しており、いずれも相続を原因とする届出となっております。

続きまして、議案書36ページでございます。農業用施設用地に供する届出についてでございます。今月は1件の届出を受理しており、農業用倉庫建築に伴う届出となっております。

報告についての説明は以上でございます。

○会長（岩崎長一君） ただいま報告の説明がございました。全体を通じまして、何か質問ございましたら、お受けをいたします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（岩崎長一君） 打ち切ります。

◎協議事項

○会長（岩崎長一君） それでは、日程の第8、協議事項に入ります。

今月は、農業経営改善計画の認定、いわゆる認定農業者の認定に関する意見照会がございました。

それでは、事務局から照会事項等について、その内容の説明を求めます。

村田係長。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、本日皆様の机のほうに置かせていただきまして、写しと上にある農業経営改善計画の認定に係る意見についてというものです。そちらのほうを御覧ください。

こちらについては、農業経営改善計画の認定、いわゆる認定農業者を認定するに当たりまして、農業経営者から市に対しまして改善計画が提出されています。こちらを判断するに当たりまして、認定農業者にふさわしいか否か、農業委員会の意見を求められているものでございます。

資料1枚目の裏面にございますとおり、今月は1番、菖蒲町小林在住の方、2番、菖蒲町柴山枝郷在住の方、計2

件の改善計画が提出されております。

まず初めに、1番目の方、菖蒲町小林在住の方でございます。資料につきましては、下にページ数書かれていますが、1ページから3ページまでが1番の方の資料となっております。現在の作付面積が500アールございまして、目標とする営農類型が水稻による主穀単一経営でございまして、今後は賃貸借等により作付面積を690アールまで拡大し、作業の機械化を進め、アルバイトの活用などを図りながら経営をしていくとのごことでございます。年齢は64歳でございます。申請者は、生産性の向上に意欲的に取り組む姿勢が見られ、地域の中心となる担い手として期待でき、また無理のない範囲で営農を拡大し、農産物の出荷拡大に取り組む姿勢がうかがえることから、認定して支障がないものと考えております。

続きまして、2番目の方、菖蒲町柴山枝郷在住の方でございます。資料は4ページから6ページまでが2番目の方の資料となっております。現在の作付面積は65アールでございます。目標とする営農類型は、果樹による単一経営でございまして、今後は作付面積は変えず、高品種への改良など生産方式を改善することにより、所得の増加を目指すこととでございます。年齢は73歳でございます。営農意欲が高く、地域の中心となる担い手になると考えられることから、支障のないものと考えております。

説明は以上でございます。

○会長（岩崎長一君） ありがとうございます。

それでは、菖蒲町小林在住の農業者及び菖蒲町柴山枝郷在住の農業者の方から提出をされました農業経営改善計画につきましては、今後経営規模を拡大し、地域の担い手として発展されることが見込まれますことから、支障なしの意見で回答したいと思います。支障なしの意見をつけることに賛成の農業委員の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（岩崎長一君） 全員をもって支障なしの意見として決定をいたしたいと存じます。

◎農政問題に対する質疑・応答

○会長（岩崎長一君） それでは、日程の第9、農政問題に入ります。

あらかじめ農政問題ということで予定をしていた事項はございませんが、農業委員の皆様から、これに関して何かございましたら、お受けをいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

◎閉会の宣告 午後 3時35分

○会長（岩崎長一君） それでは、以上をもちまして、本日は閉会といたします。

本会議を証するためここに署名する。

令和3年6月25日

久喜市農業委員会会長 岩 崎 長 一

署 名 委 員 木 村 実

署 名 委 員 塚 越 賢 二